

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2079号)

令和元年5月23日

横情審答申第2079号
令和元年5月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成30年2月1日総コ第227号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日付内部通報決定通知書に係る通報案件に関する議事録その
他の一切の文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日付内部通報決定通知書に係る通報案件に関する議事録その他の一切の文書」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定年月日付内部通報決定通知書に係る通報案件に関する議事録その他の一切の文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月26日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求は、特定年月日の内部通報決定通知書に係る内部通報を行った案件（以下「本件通報案件」という。）に関する議事内容を記した議事録の開示を求めているものである。
- (2) 情報公開条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1266号等では、情報公開条例第9条に基づく存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の名を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解している。

ア まず、本件開示請求が上記①の要件に該当するか否かについて説明する。

本件開示請求は、本件通報案件に関する議事録その他の一切の文書の開示を求めているものである。

したがって、非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在すること、すなわち本件通報案件が存在するという事実を答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち本件通報案件が

存在しないという事実を答えることになる。その結果、特定の内部通報案件があったかどうか明らかとなり、非開示とされる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、上記①の要件に該当する。

イ 次に、本件開示請求に係る情報が上記②の要件に該当するか否か、すなわち情報公開条例第7条第2項第6号で規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。

仮に本件開示請求に係る内部通報があった場合であって、通報内容に利害関係を有し、本件審査請求文書が存在することを知っている者（以下「当該請求者」という。）が本件開示請求をしたとすると、当該請求者に本件審査請求文書の存否を含め開示することにより、通報者に対し不当な圧力が加えられ、あるいは将来通報をしようとする職員等が通報をためらう事態が想定される。

また、内部通報に関する公表が行われるまでは、総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）の職員及び通報に関する調査に携わった職員には、通報があった事実を含め、通報者保護等のため、守秘義務が課されている。また、公表の内容については、個人情報の保護も踏まえ、横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会（以下「委員会」という。）の協議により決定することとされており、公表前に特定の内部通報の有無等の非開示とされるべき情報を開示することは、いかなる内容を公表するについての委員会における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ 以上のことから、本件開示請求は、情報公開条例第9条に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 内部通報決定通知書の不受理の理由として、休職中の職員の通報は、委員会の審査の対象となり得ないと判断された。
- (3) 委員会の議事録を見れば、審査請求人が行った内部通報が、なぜ不受理になったかが分かる。
- (4) 弁明書の「申立文書の存否を含め開示することにより、通報者に対し不当な圧力

が加えられる事態を想定している」との記載は、内部通報制度の目的と趣旨に反すると考える。

5 審査会の判断

(1) 不正防止内部通報制度に係る事務について

不正防止内部通報制度は、横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成18年12月横浜市規則第145号）に基づき、本市職員等が職務上知り得た本市の事務事業に係る違法・不当な行為等を通報することにより、公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図ろうとする制度である。内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告については、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第2条及び第3条第1項に基づき設置された委員会が行う。内部通報の処理に関し必要な事項は、横浜市不正防止内部通報制度及び特定要望記録・公表制度に関する要綱（平成22年3月16日行コ第304号。以下「要綱」という。）で定められている。

要綱によると、職員等から内部通報があると、まず、案件ごとに委員の中から担当委員が決定される。

次に、担当委員は、通報の要件に適合しているかどうかを審査し、受け付けた日から2週間以内に受理又は不受理の決定を行い、その結果を内部通報決定通知書により通報した職員等に通知する。

担当委員は、受理の決定を行った場合は、事実確認のための調査を行い、調査の結果を委員会に報告するとともに、調査対象となった局区コンプライアンス責任者に連絡し、又は改善を勧告する。また、通報した職員等にも連絡する。

委員会は、四半期ごとに開催され、委員から通報案件に関する報告を受け、公表に関しての審議、議事録の確認を行い、市長に報告する。

委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職務の一部については、守秘義務を課した専門業者等に委託することができる。

委員会等の事務を補助するための事務局であるコンプライアンス推進課の職員は、委員会及び担当委員の事務を補助したことに知り得た秘密を漏らしてはならない。また、通報に関する調査に協力した職員は、調査結果が公表されるまでの間、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件通報案件に関する議事録その他の一切の文書である。

(3) 存否応答拒否について

ア 情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、また、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第6号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、情報公開条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 本件開示請求は、本件通報案件があることを前提とする文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件通報案件が存在するという事実を公にすることになり、また、不存在による非開示決定を行った場合には、本件通報案件が存在しないという事実を公にすることになる。

したがって、本件審査請求文書の開示、非開示又は不存在を答えることによっ

て、特定の事項に関する一定の事実の有無が公になるといえる。

ウ 次にイで公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

情報公開条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

仮に、本件通報案件が存在するという事実が公になると、内部通報決定通知書の日付から、関係者には内部通報に係る事実や誰であるかが推測できることとなり、その結果、通報者に対し不当な圧力が加えられ、又は将来通報をしようとする職員等が通報をためらう事態が想定される。そうすると、内部通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

また、調査結果の公表前に特定の内部通報案件が存在するという事実が公になると、委員会に対し不当な圧力が加えられ、いかなる内容を公表するかについての率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられる。

したがって、上記イで公になる事実に、本号の非開示事由に該当する事実が含まれているといえる。

エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきある。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を情報公開条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年2月1日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年2月20日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・諮問の報告
平成30年3月19日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年3月26日 (第333回第二部会) 平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・諮問の報告
平成31年1月24日 (第243回第三部会)	・審議
平成31年2月21日 (第244回第三部会)	・審議
平成31年3月14日 (第245回第三部会)	・審議
平成31年4月15日 (第246回第三部会)	・審議